

(図表 3) 有給休暇の復活

区 分	有給休暇の復活
資格要件	勤続 5 年以上
復活の目的	本人の傷病の療養のため または 2 親等以内の親族（配偶者、本人または配偶者の親・子・祖父母・兄弟姉妹・孫）の介護のため
有給休暇日数	（例）勤続 6 年で年間 20 日。 有給休暇の繰越は次年度へのみ認められる。
復活可能日数	請求権を失った年次有給休暇の直近の 2 年間分の残余日数
復活後の有給休暇日数	（例）通常は、当年度（20 日）と前年度からの繰越分（20 日）で計 40 日の有給休暇がある。 請求権を失った直近に 2 年分（= 2 年度前と 3 年度前の残余日数（20 日 × 2 = 40 日）を復活させると、通常分と合わせて、合計 80 日の有給休暇となる
連続休暇可能期間	月 8 日の休日があるので、これと連動させると、 （例）定休日を合わせて、3 か月以上の連続した休暇を取れる計算になる

（出所）株式会社さいか屋提供資料より作成